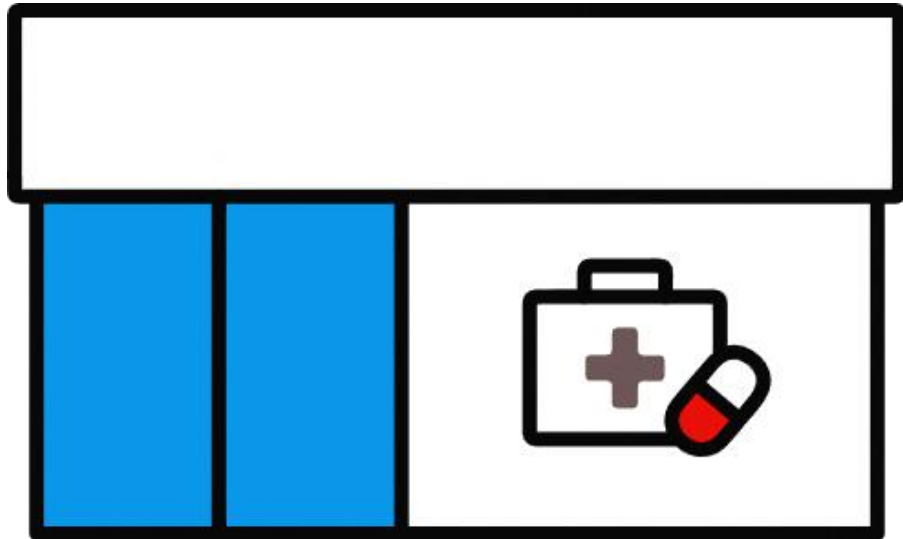


BCP策定支援研修会



令和8年9月9日
鳥取県長寿社会課

BCPとは

「業務継続計画」

「災害や感染症など通常どおり事業を行うことができなくなった場合でも介護サービスをできるだけ継続するために、あらかじめ決めておく計画」

Business Continuity Planの略称です。

営業停止

営業停止

サービス
継続

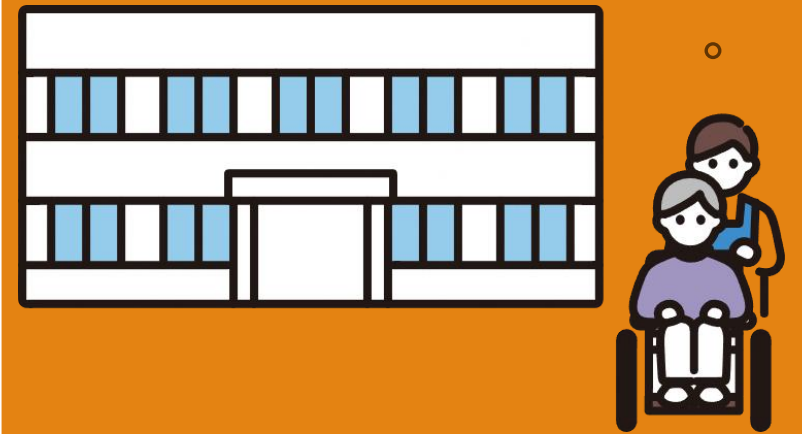
被災



衣料品店



飲食店



介護サービス

介護施設等におけるBCP策定の義務化

感染症や災害の発生時において、利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するため、**令和6年4月1日より**全て(※)の介護サービス事業所で、

①業務継続計画(BCP)の策定

②研修及び訓練の定期的実施

が義務付け。



(※)居宅療養管理指導については、事業所のほとんどがみなし指定であることや、体制整備に関する更なる周知の必要性を踏まえ、以下の義務付けに係る経過措置期間を3年間延長する。**(令和9年3月31日まで)**

ア 虐待の発生又はその再発を防止するための措置

イ **業務継続計画の策定等**

業務継続計画が未実施の場合は、「業務継続計画未策定減算」の対象に。

(現時点で、居宅療養管理指導は減算対象外です。ただし、令和9年度以降は未定))

取組内容と留意点

①BCP(自然災害・感染症)の策定

- ・自然災害と感染症にかかるBCPの策定(両者を一体的に策定することも可能)

②BCPの周知

- ・全職員に周知しましょう

③BCPの研修と訓練

- ・入所系:それぞれ年2回以上、通所系・訪問系:それぞれ年1回以上
- ・日時、参加者、内容等を記録をしましょう

④見直し

- ・1年に1回程度必要に応じて内容の見直しや更新を行いましょう

(研修・訓練を受けてBCPをレベルアップさせていきましょう。連絡先の更新も忘れずに。)



BCP計画について

策定する計画は2種類あります。

業務継続計画
(BCP)



感染症に係る業務継続計画

- ・ 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- ・ 初動対応
- ・ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）



災害に係る業務継続計画

- ・ 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- ・ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- ・ 他施設及び地域との連携等

研修及び訓練の定期実施

	業務継続計画 (BCP)	感染症対策 (予防及び蔓延防止のための措置)
計画または指針	①感染症にかかる計画の策定 ②災害時に係る計画の策定	感染症対策指針の整備
委員会	—	感染対策委員会の開催頻度は、 居宅サービス 6か月に1回以上 入所サービス 3か月に1回以上
研修	居宅サービス 年1回以上 施設サービス年2回以上 ＋新規採用時 ※BCPは「感染」と「災害時」の両方について実施する必要があります。 「BCP感染」は感染症対策と「BCP災害」は、非常対策と一体的に実施することも可能です。	
訓練	居宅サービス 年1回以上 施設サービス年2回以上 ※内容については、研修と同じです。	

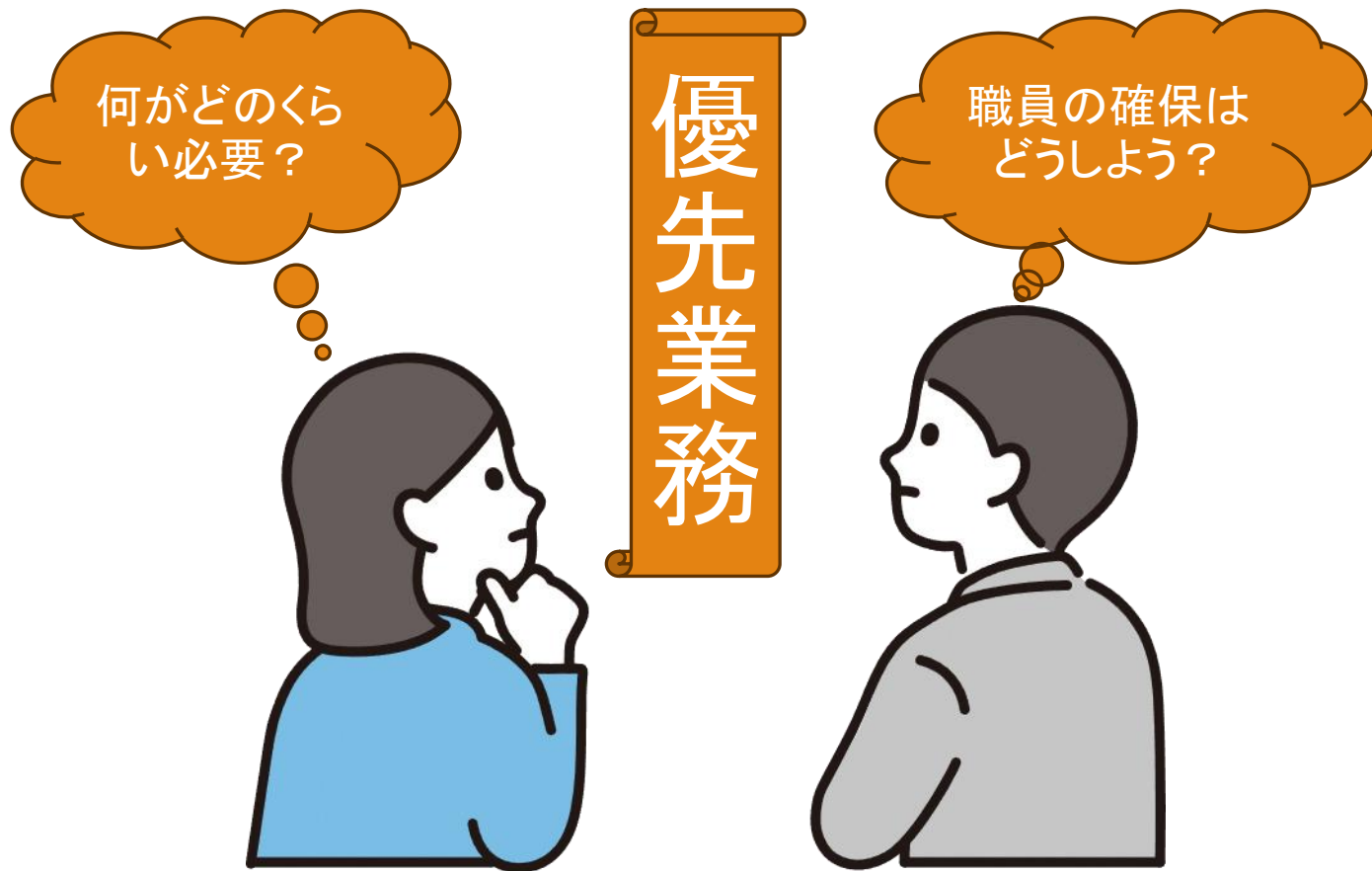
※研修、訓練を実施した際は、記録を残しておいてください。

優先業務の選定について

1. 4 優先業務の選定		
(1) 優先する事業		
(2) 優先する業務		
	【様式7】 -災害	
	【補足8】	
	【様式9】	

業務の棚卸しをしましょう。
普段どおりの人・設備・時間を使えない状態でも優先度の高い業務は??

業務継続に必要な要素（ライフライン等）



BCP＝「業務継続計画」ということからわかるとおり、「業務」を継続するための計画。災害時にはすべての業務を行うことは難しいと考え、優先業務を選定。選定した優先業務を行うために必要なもの・対策を逆算して考えることで項目の内容に一貫性のあるBCPとなる。

災害派遣(保健師同行)を経験して ～BCPの重要性について～



災害後も介護サービス(デイサービス)を継続的に受けられているとの声が多く聞かれました。



BCP計画策定に当たっての支援①

専門家による個別相談のご案内

鳥取県では、介護労働安定センター鳥取支部に委託し、BCP策定に当たっての無料相談窓口を設置しています。

＜問い合わせ先＞

公益財団法人介護労働安定センター鳥取支部

T E L : 0857-21-6571 F A X : 0857-21-6572

BCP計画策定に当たってのご支援②

各指定権者（県・市）へのお問合せ

業務継続計画（BCP）の策定、研修及び訓練の定期的実施を行っていたとしても、必要な書類を指定権者に提出していない場合、「業務継続計画未策定減算」の対象になる可能性があります。

必要な手続きに当たっては、各指定権者（※問い合わせ先は次ページ参照）にお問合せください。

<圏域別問い合わせ先>

	担当	所在地	電話番号	メールアドレス
東部圏域	(鳥取市) 地域福祉課 指導監査室	〒680-8571 鳥取市幸町71番地	0857-30-8204	shidokansa@city.tottori.lg.jp
中部圏域	(県) 中部総合事務所 県民福祉局福祉課	〒682-0802 倉吉市東巖城町2	0858-23-3128	chubu-kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp
西部圏域	(県) 西部総合事務所 県民福祉局福祉課	〒683-0054 米子市糺町1-160	0859-31-9314	tottoriseibufkt@pref.tottori.lg.jp
	南部箕蚊屋広域連 合事務局	〒683-0351 南部町法勝寺377-1	0859-39-6222	nan-mino@titan.ocn.ne.jp

鳥取県長寿社会課からのお知らせ

介護保険制度や研修に関するお知らせ、各種補助金に関する情報については、以下のホームページにて、適宜、ご確認いただきますようお願い致します。

■掲載場所

とりネット（鳥取県長寿社会課）
<https://www.pref.tottori.lg.jp/chouju/>



とりネット(長寿社会課)の掲載場所(新着情報)等からご確認ください！

ご清聴ありがとうございました。